



# お知らせカレンダー

No. 1815 【 2月27日 発行 】

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,661 世帯

人口 5,053 人

男: 2,468 人

女: 2,585 人



令和7年3月3日 ~ 令和7年3月16日 (令和7年1月31日現在)

| 日  | 曜日  | 予定行事名等           | 時間                   | 場所               | 主催             |
|----|-----|------------------|----------------------|------------------|----------------|
| 3  | (月) | 与論高校卒業式<br>ひなまつり | 未定                   | 与論高校体育館          | 与論高校           |
| 4  | (火) | 本会議(施政方針・議案審議)   | 9:00~                | 議場               | 議会事務局          |
| 5  | (水) |                  |                      |                  |                |
| 6  | (木) |                  |                      |                  |                |
| 7  | (金) |                  |                      |                  |                |
| 8  | (土) |                  |                      |                  |                |
| 9  | (日) |                  |                      |                  |                |
| 10 | (月) |                  |                      |                  |                |
| 11 | (火) | 本会議(一般質問)        | 9:00~                | 議場               | 議会事務局          |
| 12 | (水) | 与論中学校卒業式         | 未定                   | 与論中学校体育館         | 教育委員会          |
| 13 | (木) |                  |                      |                  |                |
| 14 | (金) | 本会議(閉式)          | 15:00~               | 議場               | 議会事務局          |
| 15 | (土) | 各こども園卒園式         | 茶こ 9:30~<br>与こ 9:00~ | 茶花こども園<br>与論こども園 | 町民生活課<br>町民生活課 |
| 16 | (日) |                  |                      |                  |                |

## 《与論町中央公民館からのお知らせ》

施設の老朽化に伴い、令和7年3月31日をもちまして、与論町中央公民館は閉館いたします。

閉館に伴い、調理室にて使用しておりました消耗品(調理用品・皿・コップ等)の無償配布を行います。ご所望の方は、中央公民館へお越しください。

※無くなり次第、終了します。予め、ご了承ください。

配布期間:令和7年3月4日(火)~3月7日(金)

時 間:10時~17時

【お問い合わせ先】

与論町中央公民館 TEL:97-2079

与論町教育委員会 TEL:97-2441

## 令和7年第1回(3月)定例会会期日程(予定)

| 月 日   | 曜 日 | 日 程                                               |
|-------|-----|---------------------------------------------------|
| 3月4日  | 火   | 本会議(開会9:00、施政方針、議案審議)<br>予算審査特別委員会(令和7年度事業予定箇所調査) |
| 3月5日  | 水   | 予算審査特別委員会 9:00～                                   |
| 3月6日  | 木   | 予算審査特別委員会 9:00～                                   |
| 3月7日  | 金   |                                                   |
| 3月8日  | 土   | 休日                                                |
| 3月9日  | 日   | 休日                                                |
| 3月10日 | 月   | 委員会                                               |
| 3月11日 | 火   | 本会議(一般質問) 9:00～                                   |
| 3月12日 | 水   |                                                   |
| 3月13日 | 木   | 予備日(議案整理日)                                        |
| 3月14日 | 金   | 本会議(閉会) 15:00～                                    |

※本会議の様子はインターネット(YouTube)で配信(中継)します。  
『与論町議会』で検索して下さい。

【与論町議会事務局 TEL:0997-97-3201】

## 与論町ふるさと納税の返礼品に関する説明会

ふるさと納税は与論町の財源確保につながるだけでなく、地域の事業者の皆さまにとっても新たな市場を開拓するきっかけになるなど、地域経済の活性化にとって有効な制度です。

ふるさと納税のニーズは年々増加傾向にあり、返礼品に対する要望も多岐にわたってきています。

与論町においては、ふるさと納税の返礼品を増やし、寄付者のニーズに合ったものを提供していければと考えております。下記内容に少しでも該当しそうでありましたら、ぜひ説明会にご参加ください。

**オリジナル商品を作っているけど販路を増やしたい？**

**宿泊施設やガイドをしているけどツアーとかも返礼品になる？**

**特産品を作ろうと考えているけど、どんなものが返礼品として掲載できるの？**

開催日時 : 令和7年3月10日(月)18:00~19:30

開催場所 : 与論町役場 1階 多目的ホール

参加料 : 無料

説明会内容 : ①ふるさと納税の返礼品基準について  
②ふるさと納税の返礼品として取り扱う流れについて



※現在、返礼品を掲載していただいている方もご参加いただいてもかまいません。お気軽にお越しください。

問い合わせ先 : 与論町総務企画課 ふるさと納税担当: 光(俊)・高・北村  
電話: 97-3111

## ★お引越しの際は早めのお手続きを！

物件を退去する際は「閉栓届」、入居する際は「開栓届」の提出が必要です。  
印鑑をお持ち頂き、役場 1F 水道課にてお手続きください。  
(入退去前の事前提出も可能です。)

なお、貸家に入居する場合は、開栓届に所有者(管理人)の署名・捺印が必要です。  
くわしくは水道課までお尋ねください。

## ★メーター周辺の美化にご協力ください

メーター周りに草木が生い茂っている・物で塞がっていると、閉開栓作業や検針に支障をきたすことがあります。草木の根が管に巻き付くと思わぬ漏水につながることもあります。

物件の入退去がありましたら、閉開栓作業をスムーズに行えるよう、メーター周辺の確認・美化作業をお願いします。

特に、大家の方や管理人の方は、住人の方が入退去の際される場合は、メーター周辺のご確認をお願いいたします。

メーター検針は毎月1日～7日です。飼い犬は必ずつないでいただくなどのスムーズな検針へのご協力をおねがいたします。

## ★ご依頼はお早めに！

窓口でのお手続き・閉開栓作業は平日 8:30～17:15となり、土日祝日は行っておりません。  
作業時のお立ち会いは不要ですので、特に島外への転出の方などは、日にちに余裕をもって事前に届けのご提出をいただきますようお願いいたします。

## ★漏水が判明したら・・・

- ・メーターから道路側、道路での漏水を発見したら水道課までお知らせください。
  - ・メーターから宅側の漏水の場合は、町の指定工事店に修理のご依頼が必要です。  
(指定工事店以外による修理は違法ですので、絶対にやめてください。)
- なお、修理費は需要者(お客様)の負担となります。

与論町指定給水装置工事業者(順不同)

菊池水道 0997-97-2182 ・ 瀧久建設 0997-97-3720 ・ 吉田設備 0997-97-4984  
田畑設備 0997-97-3530 ・ 市元設備 090-6950-4651 ・ 浦口建設 0997-97-4749  
吉田興建 0997-97-2078 ・ ヨシダ管工業 0997-97-4351 ・ kotobuki(株) 090-6863-1933 (沖縄県)

お問い合わせ  
水道課 97-4994



水道課からのお知らせとお願い



## 令和7年度町県民税・国民健康保険税申告 役場庁舎内での受付日程について

役場庁舎内での申告は、下記日程において受け付けます。

期間：令和7年2月26日（水）～令和7年3月17日（月）＊土日祝は除く  
午前の部 9：00～11：00  
午後の部 13：30～15：30  
会場：与論町役場1F 庁議室

申告期限 令和7年3月17日（月）

### 【収支内訳書等事前作成のお願い】

営業・漁業・農業・畜産等の事業、不動産に係る所得の申告をされる方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の事前作成をお願いいたします。

職員での経費振り分け、内訳書作成は行いません。ご自身で経費をまとめ、収支内訳書を作成の上申告をお願いいたします。

※申告受付は、収支内訳書を作成完了されている方からさせていただきます。

全く作成されていない場合は、作成スペースで作成していただきます。

時間内に完成しない場合や、会場の混雑状況によっては、お帰りいただき、

再度役場にて申告していただくことになりますので予めご了承ください。

※申告書及び収支内訳書は1月23日（木）の小組合文書で配付しています。

申告用紙が不足する場合は、与論町ホームページからダウンロードしていただくか、税務課までお越しください。

問い合わせ先 役場税務課 0997-97-3133

令和7年3月1日（土）～3月7日（金）は **子ども予防接種週間** です

予防接種は、お子さまの健やかな成長のために

一番必要な時期に受けていただくよう市区町村からお知らせしています。

特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると免疫がつくのが遅れ  
重い感染症になるリスクが高まります。

この機会に母子手帳の予防接種歴を確認してみましょう。



《問い合わせ先》 与論町保健センター TEL:0997-97-5105 担当:清水・境



**重要!**

／与論町国保からの大切なお知らせ／

島外で修学中(予定)  
の学生は

## 『マル学』の手続きが必要です

※マイナ保険証利用中の方も含む

※『マル学』とは、修学のために親元を離れて町外(島外)へ転出する場合に、修学先でも与論町の国民健康保険に加入することができる制度です。



### ◆修学のため与論町から転出するとき◆

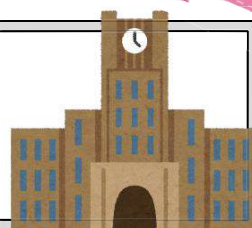
大学や専門学校などへ進学のため与論町から転出される方は『マル学』の手続きが必要です。転出の手続きの際に、進学することをお知らせください。

マル学該当者は、転入先の市町村で国保に加入する必要はありません。

入学後に在学証明書・住民票のご提出をお願いします。

< 届出に必要なもの >

- ・保険証または資格確認書
- ・在学証明書
- ・世帯主の印鑑
- ・住民票



### ◆現在マル学適用中で引き続き修学するとき◆

学生である間は毎年4月に在学証明書の提出(更新手続き)が必要です。

新年度の4月1日以降に発行された在学証明書をご提出ください。

< 届出に必要なもの >

- ・在学証明書(新年度の4月1日以降に発行されたもの)
- ・世帯主の印鑑



※修学中に引っ越し(住所変更)した場合は、現在交付されているマル学保険証(資格確認書)と新住所地の住民票も併せてご提出ください。

### ◆卒業などで学生ではなくなったとき◆

資格喪失の手続きと、マル学保険証(資格確認書)の返還が必要となります。

**!** 資格喪失の手続きをしないと、国民健康保険税が加算されたままとなりますので、ご注意ください!

< 届出に必要なもの >

- ・マル学保険証または資格確認書
- ・学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書, 退学証明書など)
- ・新たに加入した資格確認書または資格取得証明書の写し
- ・世帯主の印鑑



お問い合わせ先：与論町役場 健康長寿課 国民健康保険係

☎ 97-4992(直通)

# 与論町犯罪被害者等支援協議会・ 与論町再犯防止推進協議会が設立されました

この両協議会は、令和6年度より計画している「与論町犯罪被害者等支援計画」及び「与論町再犯防止推進計画」の推進を目的とし、関係機関・団体の代表で構成されています。

犯罪の被害にあわれた方及びその家族への支援窓口、犯罪をした者等の社会復帰支援窓口は役場町民生活課になりますのでご相談ください。

## ○与論町犯罪被害者等支援計画

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、誰もが安心して暮らす

ことのできる地域社会の実現のため策定

計画期間：令和6年度～令和10年度

具体的施策：見舞金の支給（与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱に基づく）、一時避難先の確保など

## ○与論町再犯防止推進計画

犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安心・安全な地域社会づくりのため策定

計画期間：令和6年度～令和10年度

具体的施策：就職相談窓口の設置、協力雇用主の確保など

お問合せ 町民生活課 TEL：0997-97-4930

保健センターから HPV ワクチンの接種が完了していない方にお知らせです

## HPV ワクチンのキャッチアップ接種（無料）の期限が条件付きで延長されます

キャッチアップ接種の期限は令和 6 年度までとなっていたましたが、このたび、条件付きで接種期限が 1 年間延長されることになりました。キャッチアップ接種対象の方で、完了までの期間が短い等であきらめていた方は、今年度中に接種を開始すると令和 7 年度（令和 8 年 3 月 31 日）までは、合計 3 回を無料（公費）で接種できます。

（現在定期接種対象の高校 1 年生相当（平成 20 年度生まれの女性）の方も、同様に延長されます。）

### 次のいずれにも該当する方

#### 対象者

- ①平成 9 年度から平成 20 年度生まれの女性
- ②令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に HPV ワクチンを 1 回以上接種している方

※HPV ワクチンの接種について、詳しくはこちらをご覧ください⇒



お問合せ・申込み先  
保健センター 担当：清水  
電話 0997-97-5105

## 3/1～3/8は【女性の健康週間】



女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るために、厚生労働省は毎年 3 月 1 日から 8 日までを【女性の健康週間】と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開することとしています。

家庭、職場、地域社会において健康を守るキーパーソンである女性自身が生涯を通じて元気であることが、社会の元気の源です。

女性の皆さん、これを機に、ご自身の健康について考えてみませんか？

与論町保健センター

女性の健康についての情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」について

女性の健康を包括的に支援するため、厚生労働科学研究費補助金により、研究班が作成し、情報発信を行っています。

ヘルスケアラボ

検索

<http://w-health.jp/>





# 農薬適正使用の徹底を!!

使用後は散布器具を徹底洗浄

農薬ラベルで登録内容の確認を

農薬使用履歴にしっかりと記帳

散布時はドリフトに気をつけて

少しの不注意であっても、農薬残留基準値を超過するなどの事故が起ると、産地全体に大ダメージを与えることにつながります。

農薬使用時は、登録内容を遵守することはもちろんのこと、周辺ほ場や後に栽培する農作物にも気を配りましょう。

## 散布後は器具をしっかりと洗浄しましょう

タンクの洗浄不足が原因となり、次作の農産物から残留基準値を超過する農薬成分が検出される事例が発生しています。



散布器具内に薬液が残っていると、次回使用する際にその薬液が農作物に付着する恐れがあります。散布終了後は残液を抜き、タンク内だけでなくホースやノズルもしっかりと洗浄することが重要です。



流水またはタンクに水を溜めよく振るなど、タンク内壁をしっかりと洗浄するとともに、ホースやノズルも通水しましょう。

※これを3回程度繰り返すほか、ドレンキャップやストレーナもしっかりと洗浄しましょう。

## 農薬ラベルで登録内容を確認しましょう



### 【適用害虫と使用方法】

| 作物名  | 適用<br>病害虫名 | 希釈倍数<br>(倍) | 10aあたりの<br>使用<br>液量(L) | 使用時期        | 本剤の<br>使用回<br>数 | 使用<br>方法 |
|------|------------|-------------|------------------------|-------------|-----------------|----------|
| なす   | ハスモンヨトウ    | 2000倍       | 100~300L               | 収穫前日<br>まで  | 2回以内            | 散布       |
| キャベツ | アオムシ       | 1000倍       | 100~300L               | 収穫7日前<br>まで | 2回以内            | 散布       |

農薬ラベルの記載どおりの方法で使用しなければなりません。  
(違反した場合、農薬取締法により罰せられる可能性があります。)

- 効果・薬害等に関する注意事項
- 安全使用上の注意事項
- 水生動植物に対する注意事項

最終有効年限 21.10

薬害や周辺環境への影響など取扱上の注意事項も記載されています。

また、有効年限も定められておりますので、よく確認しましょう。



# 農業用廃プラスチック類の受入について

下記のとおり、農業用廃プラスチック類の受入を行いますので、お知らせいたします。

○今回は**与論町堆肥センター**で回収をおこないます。なお、廃プラスチック類を持ち込む際は、土や砂はできる限り取り除き、散らばらないように肥料袋やごみ袋等(紙袋不可)に入れて口をヒモで結ぶか、ほどけないようにヒモ等でしっかりしばってから、持ち込んでくださいますようお願いいたします。

1. 受入期日: **令和 7年 3月 9日(日) 9:00~12:00, 13:00~16:00**

2. 受入場所: **与論町堆肥センター**

3. 受入対象: ハウスビニール、被覆用ネット、マルチ類、かん水チューブ、肥料袋

飼料用ラップフィルムなど

※ 紙袋や針金の入ったサクシヨンホースなどのプラスチックは引受けできません!

4. 処理料金: **80 円/kg**(10kg 単位で計量、農家負担分)

※持込時に徴収させていただきますので、現金をご持参ください。

## 重要なお知らせ

農業用廃プラスチックの処理料金につきまして、近年の処理費用の増加に伴いまして、誠に恐縮ではございますが、次年度以降におきましては処理料金が**85円/kg**に値上がりとなります。

農家の皆様にはご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げますとともに、今回の収集に持込み可能な廃プラスチック類はできるだけお持ち込みいただきますようお願いいたします。

5. お問合せ: 与論町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会

電話97-4924(役場産業課) 担当 大城

### (しぼる場合の例)



①泥やゴミを落とす

②つづら折りにする

③持ちやすいように3カ所をしぼる



(袋に入れる場合の例)

~~ 農業用廃プラスチック類の適正な処理に努めましょう!! ~~



盛土規制法の運用が始まります



## 今年5月1日から盛土等が許可制に

### 与論町全域を規制区域に指定予定

盛土等に伴う災害から人命を守るため、与論町全域が危険な盛土等を規制する次の2つの区域のいずれかに指定される予定です。

#### 宅地造成等工事 規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

#### 特定盛土等 規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



詳しくは鹿児島県ホームページを  
ご確認ください。

県HPホーム

社会基盤

建築

指導(建築・宅地開発)

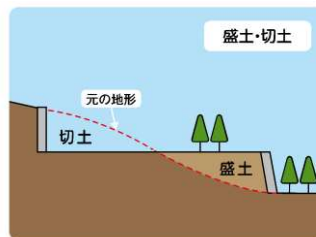
盛土規制法

### 規制区域内での一定規模を超える盛土等は県の許可が必要になります。

Q 「盛土等」 ってなに？



A 盛土・切土・土砂の仮置き  
のことです。



・各規制区域において、一定規模を超える盛土等が許可対象となります。  
許可対象規模は県ホームページをご覧ください。

## トップ杯バレーボール大会 参加チーム募集！！

開催日時：令和7年3月23日（日） 午前8：30 開会式

場 所：砂美地来館（全館）

監督会：令和7年3月19日（水） 午後7：00 役場1F 多目的ホール

参加締切：令和7年3月19日（水） 午後5：00

チーム編成：男子9人制（※女性3名以上がコート上にいること）

参加費：1チーム 一般 5,000円 中学・高校生 3,000円  
（監督会にて徴収します。）

表彰：優勝、準優勝、第三位

その他：申し込みの状況によっては締切を早める場合があります。

参加申込及びお問い合わせは、下記までお願いします。

山下（携帯 090-9461-9159） ・ 竹村（携帯 090-4586-9767）

## 空港利用者専用臨時駐車場のご案内

与論空港における駐車場内混雑緩和のため、臨時駐車場を整備いたしました。空港内駐車場は夜間駐車禁止となっているため、長期で空港に駐車される方は臨時駐車場をご利用ください。町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◆場 所◆ 与論クリーンセンター美ら島前

◆注意事項◆ 臨時駐車場ご利用の際のご予約等はいりません。  
車の施錠等のご自身で確実に行ってください。  
駐車場内において、万一、事故等が発生した場合の責任は一切負いません。

◆お問合せ先◆ 与論空港管理事務所 0997-97-3465

